

明末清初の史料『浮海記』と 1649年南明魯王政権の日本乞師について

劉 明 鏞

“Fu Hai Ji”—Historical Document of the Ming-Qing Transition Period on the
1649 Southern Ming Lu Wang Regime as it Seeks Assistance from Japan

LIU Mingkai

Abstract:

The “Fu Hai Ji” is a historical text written in the Ming-Qing Transition Period. Its contents encompass biographies of some figures from the Lu Wang regime of the Southern Ming, as well as author’s mission to Japan to seek military assistance. Due to the Qing Dynasty’s policy of cultural suppression, the book has not been circulated much, and its author has long been mistaken for someone else. This paper discusses the content and transmission of the “Fu Hai Ji” and focuses on the author’s mission to Japan, using a comparative analysis of diverse historical sources to establish the true identity of the author.

Keywords: Fu Hai Ji, Ming-Qing transition, Southern Ming, military assistance

キーワード：浮海記、明清交替、南明、日本乞師

はじめに

明末清初の動乱によって、多数の典籍が失伝われた。しかし明末清初の兵乱や天災をくぐり抜けてどうにか残された書籍もまた、清朝の言論統制と禁書政策に直面した¹⁾。とくに明末清初の知識人が著述した典籍は、重要な取り締まり対象となっていた²⁾。清代中期以降、文化統制政策の緩和に伴い、これまで

1) 文字獄や禁書政策について、岡本さえ（1996）『清代禁書の研究』東京：東京大学出版会、尹敏志（2022）『清代禁書受容の研究』博士学位論文、京都大学文学研究科。また南明史籍の史学史的研究について、呉航（2015）『清代南明史籍撰述研究』天津：天津人民出版社。

2) 「明季末造野史甚多、其間毀誉任意、伝聞異詞、必有抵触本朝之語、正当及此一番查辦、盡行銷毀、杜遏邪言、以正人心而厚風俗、斷不宜置之不辦。」『高宗実録』卷九六四、乾隆三十九年八月丙戌、『清実録』第20冊、北京：中華書局、1084。

主に写本の形で秘蔵されていた明末清初の典籍が徐々に世に流布していったが、禁書や言論統制政策の影響により、内容の改竄や誤写、著者の託名や誤認なども少なくない³⁾。

清末民国以来、傅以礼の「華延年室題跋」、柳亜子の「羿楼旧藏南明史料書目提要」、朱希祖の『明季史料題跋』、謝国楨の『晚明史籍考』など、南明史の研究者は明末清初の史籍の考証・訂正を進めてきた。これらの考証成果は明末清初史の再検討に大きく貢献したが、誤解や不明点も散見しており、その多くは現在に至るまで看過されている。

本稿ではこれらの明末清初の典籍のなかから、特に浙東の魯王政権に関する『浮海記』に再検討を加える。同書の前半には主に南明魯王監国政権の人物列伝14条が、後半は1649（魯監国4）年の日本乞師の記事が記されている⁴⁾。本書は現行の禁書目録には記されていないが、内容的には間違いなく禁書の対象に当たる⁵⁾。現行の『浮海記』のテキストとしては、錢秉鐙（錢澄之）『所知録』と合本された、1971年の台湾世界書局影印本がある⁶⁾。同書の編者李宗侗によれば、影印原本は「湖南王礼培所旧藏」の写本であるという。『王礼培輯』（2015：203）、輯四「復壁藏書書目」には、次のようにある。

『所知録』、不分卷一冊、明錢秉鐙……『浮海記』、不分卷、合上冊。張麟白。⁷⁾

すなわち、王礼培は便宜上『浮海記』『所知録』二書を併せて合本にし、それがそのまま世界書局から刊行されたのである⁸⁾。同書は翌1972年に活字化され、台湾文献叢刊第309種『台湾関係文献集零』に収録されている。王氏抄本の現在の所蔵は不明である。

さらに『中国古籍総目・史部』には、下記の『浮海記』の別本が著録されている⁹⁾。

史10501943『明季野史四種』清康熙間荆蛮逸民抄本、上海師大。南渡三疑案一卷、阮大鍼本末小記一卷、浮海記一卷清張遴白撰、行朝録五卷清黄宗羲撰（2009：195、316）。

この上海師範大学所蔵の『浮海記』の著者は、「張麟白」ではなく「張遴白」とされている。おそらく「張麟白」は「張遴白」の誤写ではないか。王礼培は「張遴（麟）白」は仮名であり、実際には日本乞師

3) 晚明以降史籍の問題点について、謝国楨が詳細な帰納を行った。謝国楨（1981）『増訂晚明史籍考』上海：上海古籍出版社、8-9。

4) 附伝は主伝と合わせて1と計算し、数人の合伝も1と計算される。なお、本稿での年代表記は西暦を主とし、南明政権の年号を附記する。日月は旧暦に対応しており、西暦の場合は特に注記する。

5) 姚観元（編）孫元殿起（輯）（1957）『清代禁燬書目（補遺）清代禁書知見録』上海：商務印書館。

6) 錢澄之（1971）『所知録』台北：世界書局。

7) 易新農・夏和順（編）（2015）『王礼培輯』北京：民主与建設出版社、203。

8) 王礼培所蔵の『浮海記』抄本は誰が写したものかは確認できない。世界書局影印刊本『浮海記』の最後に、「此冊、従一友人借得、乙酉六月録于天水氏井天閣下。竹節記」とあり、これに関する具体的な情報がまだ不明である。

9) 中国古籍総目編纂委員会（編）（2009）『中国古籍総目・史部』北京：中華書局・上海：上海古籍出版社、195。また、中国古籍善本書目編輯委員会（編）（1993）『中国古籍善本書目・史部』上海：上海古籍出版社、316。

に関与した徐孚遠が著者だと論じ、李宗侗もそれに同意している¹⁰⁾。しかし徐孚遠（1600～1665）は南明の魯王や永曆帝のために奔走し、最後は鄭成功に従って台湾にも赴いたが、日本乞師には全く関与していない¹¹⁾。その後、『台湾関係文献集零』の整理者である呉幅員は、その「弁言」で李の見解を批判しているが、実際の作者が誰であるかは論じていない¹²⁾。

『浮海記』の著者を馮京第だとする見解は、乾隆年間に南明文献の蒐集整理に努めた全祖望が、馮京第の伝記において、『浮海記』一卷、其自叙乞師之事也」と記したことに由来している¹³⁾。馮京第（1604～1650）、字は躋仲、號は簞溪、浙江寧波府慈谿県の人。当地の望族の出身であり、復社の成員でもあった。明が滅亡した後、彼は南明政権に加わり、東南地域のレジスタンスに奔走し、のちに舟山の武将黄斌卿により日本に派遣され、援軍を求めた。帰国後、寧波近郊の四明山で抵抗軍を組織したが、1650（魯監国5）年に清軍に殺された¹⁴⁾。

さらに清末民初には慈谿馮氏の一族であった馮貞羣が、「簞溪府君著作存佚考」において、『続甬上耆旧詩』、『南疆釋史』、『南天痕』、『三藩紀事本末』、『小脩紀年』、『明季記事』、『慈谿県志』などとともに、『浮海記』を馮京第の著作として挙げている（1934：2）¹⁵⁾。その後、朱希祖（1961：45）¹⁶⁾、謝国楨（1981：602）¹⁷⁾、錢海岳（2006：552）¹⁸⁾なども、『浮海記』を馮京第の著作として記す。このように清代から現代に至るまで、『浮海記』は一般に馮京第の著作と見なされている。おそらく馮京第が日本に乞師に赴いていることから、『浮海記』後半の日本乞師の記事が、彼の自述だと見なされたのであろう。

『浮海記』の著者とされる「張遴（麟）白」は、はたして馮京第だったのであろうか、実際のところ、この問題に関する実証的な検討は未だなされていない。この問題に関しては、同じく「張遴白」を著者とする、『難遊録』・『奉使日本紀略』という書籍が残されていることが注目される。すでにシュトルーベ（1998：275）は、明清交替期の史料を紹介する专著において、『浮海記』・『難遊録』・『奉使日本紀略』三書の内容やテキストを一括して紹介している。ただし三書内容の関連性、または三書の作者張遴（麟）白がどういう人物であるかどうかについては論及していない。『浮海記』・『難遊録』・『奉使日本紀略』の著者とされる張遴（麟）白が偽名である可能性が高い以上、三書内容の関係および著者の背景を考察する必要がある。このほかには三書の関係性に注目した研究はなされていないようである。

10) 錢澄之（1971）『所知録』「前言」台北：世界書局、3。

11) 陳乃乾・陳洙（纂輯）（1961）『徐閣公先生年譜』台北：台湾銀行經濟研究室。

12) 台湾銀行經濟研究室（編）（1972）『台湾関係文献集零』「弁言」台北：台湾銀行經濟研究室、2。

13) 全祖望（選輯）（2003）『続甬上耆旧詩』卷十二「殉難寓公之二」、杭州：杭州出版社、287。馮貞群（輯）（1934）『馮王兩侍郎墓録』「明故督師兵部右侍郎兼都察院右僉都御史馮公墓碑」寧波：四明張氏約園刊本、9。

14) 小野和子（1996）『明季党社考』「復社の人びととレジスタンス」京都：同朋舎、606-608。柴徳廣（1982）『史学叢考』「明季留都防乱諸人事迹考上」北京：中華書局、1-50。表野和江（2021）「寧波慈谿「天益山」の挙業書出版について：浙東文人と復社の交流」『慶応義塾中国文学会報』5：9-32。また、黄宗羲に「御史中丞馮公墓志銘」ある。黄宗羲（2012）『黄宗羲全集』第二十一冊、杭州：浙江古籍出版社、685-687。

15) 馮貞羣（編）（1934）『馮侍郎遺書』附録卷三「簞溪府君著作存佚考」寧波：四明張氏約園刊本、2。

16) 朱希祖（1961）『明季史料題跋』「稿本魯之春秋跋」北京：中華書局、45。

17) 謝国楨（1981）『增訂晚明史籍考』上海：上海古籍出版社、602。

18) 錢海岳（2006）『南明史』卷十二「芸文二」、「引用書目」北京：中華書局、552、5522。

さらにこの問題に関連する史料として、一般に黄宗羲の著書だと見なされている『日本乞師記』がある¹⁹⁾。『日本乞師記』の内容は、『浮海記』後半の日本乞師の内容と酷似している。このため中村久四郎(1915)、石原道博(1945)、呉光(1988)、南炳文(2002)などは、馮京第と黄宗羲が1649年に一緒に来日したと説いている。このため『浮海記』・『難遊録』・『奉使日本紀略』の作者を考証するためには、『日本乞師記』との関係性も検討する必要があるだろう。

以下本稿では、まず『浮海記』の内容を整理・紹介し、そのうえで『浮海記』と『難遊録』・『奉使日本紀略』、および『浮海記』と『日本乞師記』の関係性二件等を加えることにしたい。そのうえで従来もっぱら漢文史料により論じられてきた、『浮海記』後半に記された1649年の日本乞師事件について、先行研究では検討されていない日本側・オランダ側の記録も参照して再検討を加え、『浮海記』の作者を明らかにするとともに、1649年日本乞師の具体像をより明確に論じることを試みたい²⁰⁾。

一、『浮海記』と関連史料の内容

(1) 『浮海記』・『難遊録』・『奉使日本紀略』の内容と関係性

本節では、いずれも「張遴(麟)白」の著作とされる『浮海記』・『難遊録』・『奉使日本紀略』の内容を検討し、それらの関係性について考察を加える。前述のように、『浮海記』の前半には南明の魯王政権に関する14名の人物伝が記され、後半には己丑冬、すなわち1649年における日本乞師の記事が記されている。前半の最後にある呉鐘巒伝の次行には、すぐに「己丑冬……遂致乞師之意」で始まる日本乞師の記事が続いており、分巻はされていない。

同じく「張遴(麟)白著」とされる『難遊録』には、魯王監国政権に関連する人物の伝記32条が収められており、『浮海記』前半と共通する部分が多い。両書の関係性について、南炳文(2002: 49)は『明季史料叢書』所収の張遴白『難遊録』と、上海師範大学所蔵の清康熙間荆蛮逸民抄本『浮海記』を比較し、伝記内容の相似性を指摘しているが、両書の関係について詳しい考証は行っていない。

両書の記事が書かれた時期についてであるが、『浮海記』の記事が、舟山が清軍に攻略された「辛卯」²¹⁾、すなわち1651(魯監国6)年で終わっているのに対し、『難遊録』の記事は張煌言が死去した「甲辰」、すなわち1664(永暦18)年に及んでいる²²⁾。おそらく『浮海記』は舟山陥落の翌年、つまり1652(魯監国

19) 『日本乞師記』、版本によって『日本乞師紀』と記される場合もある。本文は『日本乞師記』にする。

20) また、『浮海記』については1971年台湾世界書局が影印した写本を参照する。『難遊録』『奉使日本紀略』は影印資料『明清史料叢書続編』第5冊所収の「明季野史雜鈔」を参照する。

21) 「九月初二日、清兵破舟山、(張)肯堂題絕命詞數章於壁、就中堂自縊。孫茂滋逃出、為乱兵所獲。一日、夜積之。」「辛卯八月、將赴難、(吳鍾巒)自縊死。」ただし、全祖望『鮑琦亭集』卷第十「明太傅吏部尚書文淵閣大学士華亭張公神道碑銘」によれば、張肯堂の孫の茂滋の釈放は「次年十月」1652年10月のことである。即ち『浮海記』の「一日、夜積之」が1652年のことであり、実際の記事の時間下限は1652年年末に遡るが、断言できないため、時間下限を1651年にする。全祖望(2000)『全祖望集彙校集注』上海：上海古籍出版社、200。

22) 「(張煌言)被獲、死於杭州。」張煌言(1620-1664)、字は元箸、号は蒼水。魯王監国を推戴して反清活動を展開した。後に鄭成功に協力して南京戦役に参戦した。鄭成功、魯王が没すると、兵を解散し隠居したが、清軍に捕らえられ杭州に処刑された。

7) 年以降に完成したのに対し、『難遊録』は魯王政権最後の抵抗者張煌言が処刑された後、つまり1664年以降に完成したのだと考えられる²³⁾。なお『難遊録』には、馮京第の伝記も収録されており、さらに馮京第が没した1650年以降の記事も記されていることから、馮京第が同書の著者であったとは考えがたい。

次表では、まず『浮海記』前半の伝記部分と『難遊録』に収められた人物を列挙して、両書で重複している人物は太字で示した。ついで具体的な記述例として、両書における鄭鴻逵の伝記を比較対照し、『難遊録』の記事のうち、『浮海記』と共通ないし類似する部分には下線を附した。

『浮海記』前半部分	『難遊録』
<p>肅虜伯黃斌卿、平夷侯崔芝、荊本徹、顧錫疇、忠威伯賀君堯、平国公鄭芝龍、鄭鴻逵、成功、鄭彩、遂平王、安昌王、義陽王、張肯堂、吳鐘巒</p>	<p>蘇兆人、張肯堂、吳鐘巒、朱永佑、沈宸荃、李開国、張俊、顧瑞卿、朱養時、董玄王璽、曾鼎、張文烟、顧璽、馮京第、林籥舞、趙牧、王翊、李向中、肅虜王斌卿、平夷伯周崔芝、定西伯張名振、蕩胡伯阮進、閩安侯周瑞、平国公鄭芝龍、定国公鄭鴻逵、永勝伯鄭彩、平西伯王朝先、英義將軍阮駿、忠威伯賀君堯、荊大澈、顧錫疇、曹從龍、張煌言、李天祥、吳明中</p>
<p>鄭鴻逵、字羽公、芝龍異母弟。為人清矯自異、稍知文義。芝龍受撫就職、鴻逵以武舉授官。名雖不及兄、而品階差次。流寇橫於上游、朝議以舟師截江、謂鄭氏長於水戰、詔芝龍入援。後以防海任重、改調鴻逵。於是加鴻逵總兵、彩為副。統舟師自海道入江、駐兵京口。清兵渡江、鴻逵颺去。隆武立、以擁戴功、封定虜侯、進定国公。</p>	<p>鴻逵、字羽公、芝龍異母弟也。為人清矯自異、通文理。崇禎時、芝龍受撫就職、鴻逵以武科起家、威名雖不逮芝龍、而品階亦差次。流寇橫、朝廷慮其南犯孝陵、欲以舟師截江。謂鄭氏長於水戰、詔芝龍入援。後以防海任重、改調鴻逵。於是加鴻逵正總兵、以鄭彩副之。統舟師由海道入江、駐兵採石。北都陷、糧乏、南人思歸、鴻逵遂解去。乙酉隆武入閩、以与鴻逵有旧、鴻逵迎立、封定国公。²⁴⁾</p>

上記のように、『浮海記』には計14名の伝記が、『難遊録』には計32名の伝記が収められている。『浮海記』には遂平王、安昌王、義陽王という明宗室の三王、および鄭「成功」の伝記が記されているが、『難遊録』にはいずれも収録されていない。その一方、『難遊録』には、蘇兆人以下、計22名の伝記が新たに加えられている。このうち文臣伝のタイトルは姓名だけであるが、武将伝のタイトルは「爵位＋名前」という形をとる。『浮海記』の伝記の順序には特に規則性は見られない。一方、『難遊録』ではまず文臣の、ついで武将の伝記が収められているが、末尾の「荊大（本）澈」以下の6名はふたたび文臣伝となっている。おそらく伝写の過程で間違えたのか、もしくは錯簡の可能性が考えられる。

『難遊録』における鄭鴻逵伝を『浮海記』と比較すると、全体としては同文ないし類似する記述が大半を占めるが、『浮海記』にはない文言も随所で附加されている。おそらく『難遊録』は先行する『浮海記』前半の伝記部分を原型として、それに新たな情報を附加するとともに、新たな人物伝を増補した著作だと考えられる。

つづいて『浮海記』と『奉使日本紀略』の関係性について考察しよう。全体として、『奉使日本紀略』

23) あるいは原作者が亡くなった後、後世による加筆も考えられる。

24) 張澐白『浮海記』、11葉表、錢澄之（1971）『所知錄』台北：世界書局。張家壁『難遊録』、于浩（編）（2009）『明清史料叢書統編』第5冊、北京：国家図書館出版社、132。

の記事は、『浮海記』後半における日本乞師の記述と共通する部分が多い。一例として、作者が日本乞師の使者に任命された後の記述は下記の通りである。ここでも『浮海記』と共通ないし類似する部分には下線を附した。

『浮海記』後半部分	『奉使日本紀略』
衆推大宗伯吳鐘巒往、吳公老、復挾之小脚中。僉議非予不可、加二品服、賜袍帶、王親賜宴遣之。十一月初一日、出普陀。	僉謂大宗伯吳鐘巒宜、吳公辭以老、次求之小脚中共推予、即日加二品服、賜袍帶、王親賜宴、慰遣出。而私詢諸經番者、人皆咋舌曰從未有以藏經渡海者。万里大洋、豈容以重宝輕試。予私自曰、念倘不能渡、命也。然死於海、猶愈向者死於賊。若得濟而兵来、則更危、亦安辭。乃於十一月朔日出普陀。 ²⁵⁾

『奉使日本紀略』には、『浮海記』に見えない、「小脚」である「予」に関する記事が加えられている。使者に任命された作者からみれば、大藏経を満載して日本に援軍を求めるといふ行動は前代未聞の事件であり、万が一航路で危険に遭遇した場合、海賊に殺されて重宝である大藏経が奪われるよりも、海にそのまま沈んだ方がよいと作者は考えていたことがうかがえる。その他の部分はほぼ『浮海記』と同内容である。

これまで述べてきたように、内容から見れば、『浮海記』がおそらく最初の原稿であり、同じく「張遼(麟)白」と題される『難遊録』『奉使日本紀略』の二書は『浮海記』に基づいて増補された書物と考えられる。また馮京第の伝記および、彼の死後である1650年以降の記事が収められていることから、『浮海記』(『難遊録』『奉使日本紀略』)の作者が馮京第ではないことは明白であり、1649年乞師の人物は別人であるといえよう。

(2) 『難遊録』『奉使日本紀略』の版本と流布

『浮海記』の現行の版本には、前述のように、台湾世界書局影印の「湖南王礼培所旧蔵」写本と、上海師範大学の清康熙間荆蛮逸民抄本がある。一方、管見の限り、『難遊録』『奉使日本紀略』の所蔵状況については以下の通りである。①『明季野史雜鈔』、張家壁『難遊録』『奉使日本紀略』。清抄本。柳亜子旧蔵。②『三異詞録』、張遼白『難遊録』。清抄本。中国国家図書館、南京図書館。③『明季史料叢書』、張遼白『難遊録』附『奉使日本紀略』。鄭振鐸校輯、1944年聖澤園景印本²⁶⁾。

他書に引用されている場合では、以下のような記録が見られる。①董含『三岡識略』卷一「普陀藏経」条、「事見張遼白『奉使日本紀略』」とある。②魏源『海国図志』卷十七「日本島国録」条、「見張遼白『奉使日本紀略』」とある²⁷⁾。

25) 張遼白『浮海記』、15葉裏。于浩『明清史料叢書統編』第5冊、404。

26) 『中国古籍総目・史部』201、204、328。

27) 董含『三岡識略』卷一「普陀藏経」清抄本、四庫未収書輯刊編纂委員会(編)(1998)『四庫未収書輯刊』四輯二十九冊、北京:北京出版社、627。近年当書の研究について、吳政緯(2015)「寓思明於志怪:董含『三岡識略』的歷史書寫」『台湾師大歷史學報』53:83-138、白亜仁(2015)「董含『三岡識略』的成書、肇禍及其改編」『清史論叢』

冒頭でも述べたが、南明関係の書籍が清朝の禁書にあたるため、取り締まる重要な対象になっていた。禁書政策の影響を受けて、(尹 2022 : 31)「禁書単写本はほとんど消えてしまったが、知識人が編纂した明清交替期の史料叢書が流通して」いったとされる²⁸⁾。『明季野史雑鈔』と『三異詞録』もこのような史料叢書であるが、ほかの叢書に収録されていない『難遊録』『奉使日本紀略』が含まれている。『明季野史雑鈔』は、現在は『明清史料叢書続編』に収録されており、その「出版前言」によれば、『明季野史雑鈔』が柳亜子の旧蔵であるという。『三異詞録』は現在中国国家図書館に所蔵されており、筆者はそれを確認することが出来ないが、公開されている情報によれば、『三異詞録』は12巻8冊の清抄本である。『明季史料叢書』は1944（民国33）年、鄭振鐸が改めて明末清初の史料を収集整理し、『明季史料叢書』と名付けて刊行した影印本である。引用の場合、董含の『三岡識略』は康熙年の刻本があり、魏源の『海国図志』は清末の著書である。つまり、南明勢力の描写がほぼなく、かつ日本乞師の記事が中心になっている『奉使日本紀略』が、清初から清末にかけて、大なり小なり流通していたことがわかる。一方、南明人物の伝記が記されている『難遊録』に関する記録がほぼ見当たらないため、禁書政策の影響を受けていたと考えられる。

以上のように、『難遊録』や『奉使日本紀略』については、「張遴（麟）白」以外にも、「張家壁」と題される場合もある。それぞれ書目は同一であるから、張遴（麟）白＝張家壁であることが確定できよう。ただし、この名前は本名というより、偽名の可能性が高い。『説文解字』によれば、「遴、行難也」とある。「白」には「自白」の意味がある。そうすると、「遴（麟）白」は行き詰まりの実状を述べることを意味する。まさに書名「難遊」を意味することとなる。一方、「焚書」の令が出た時、魯の孔子の子孫が書物をひそかに壁の中に塗りこめて隠したことは有名な逸話であるが、「家壁」は「家の壁」であり、言論統制の中で、明の遺民が「禁書」を「壁」の中に隠したことは、いかにも「魯壁」の故事を模するような話である。要するに、張麟（遴）白や張家壁などは著者の本名というよりむしろ、捏造された名前であると考えられる²⁹⁾。

ここまで検討した内容を整理すると、以下ようになる。『浮海記』と『難遊録』、および『奉使日本紀略』三書の著者が同一人物であり、その著者である張遴白は本名ではなく、偽名の可能性が高い。伝写によって、『浮海記』の内容が二つの部分に分かれ、『難遊録』や『奉使日本紀略』として広まった可能性が考えられる。また、『浮海記』の作者が馮京第でない以上、馮京第が1649年乞師には関与していないことが明白である。

北京：社会科学文献出版社、213-239。魏源『海国図志』、続修四庫全書編纂委員会（編）（2002）『続修四庫全書』743冊、432。

28) 尹敏志（2022）「『七家集』と『八家集』—清代・江戸後期における明末史料叢書の成立と受容—」『東洋学報』104（2）：31-58。

29) 謝国楨は『難遊録』について、以下の按語を附している。「遴白名在宥、字虎侯、上海人、明諸生。魯王時官中書舍人、從安昌王恭（木+梟）使日本（謝国楨 1981 : 592)」。ただし、謝国楨がどの史料を根拠として張遴白の生涯を推定したのかは特に示されていない。

(3) 『浮海記』と『日本乞師記』について

『難遊録』や『奉使日本紀略』はそれぞれ『浮海記』の前半・後半に基づいて増補されたものであり、馮京第が書の作者ではなく、1649乞師にも関与していなかった。ところが、明末清初の史料『日本乞師記』の内容も『浮海記』の内容と酷似している。これまで『日本乞師記』の作者について、全祖望をはじめ、清代の学者のみならず、現代の研究者（中村久四郎 1915、石原道博 1945、呉光 1988、南炳文 2002）も『日本乞師記』の内容を検討した上で、その作者を黄宗羲とし、『日本乞師記』に記されている1649年日本乞師を黄宗羲の実体験であるとしている³⁰⁾。しかし、これらの見解は十分な根拠は持っておらず、黄宗羲日本乞師の有無と『日本乞師記』の真偽についてもまだ議論する余地がある。ここでは改めて『浮海記』と『日本乞師記』の関係性、および黄宗羲と『日本乞師記』の関係性を検討してみたい。

まず、両書の内容については、『浮海記』の後半が1649年の記事を記しているのに対して、『日本乞師記』は周崔芝、馮京第の乞師を略述した以外、主に1649年日本乞師に関する事件が記されている。次表では両書における1649年乞師の記事を一部引用し、『浮海記』の記事のうち、『日本乞師記』と共通ないし類似する部分には下線を附した。

『浮海記』 1649年乞師記事	『日本乞師記』 1649年乞師記事
<p>①己丑冬、有僧湛微回自日本。略知詩書、常往来蕩胡伯阮進營。進因叩以日本風土、並詰向來請兵不允之故。湛微具言「彼中不受金帛、所最敬不可致者、惟本朝御藏仏經。若得此為礼、遠勝万万矣。」②進以倡議、欲請普陀鎮海寺憲穆李太后所頒大藏、遣大臣賚往、遂致乞師之意。与定西侯張名振合疏上聞、魯王初未允、曰：「此亦祖宗法物。万一兵不可得、則竟付之烏有矣、奈何。」進意必欲行、乃下其議、挾一幹力大臣為正使、以其弟澄波將軍阮美副之。衆推大宗伯呉鍾鑾往、呉公老、復挾之小卿中、僉議非予不可、加二品服、賜袍帶、王親賜宴遣之。③十一月初一日、出普陀、四日、長行、四顧蒼茫、惟天青水黑、渾無涯涘。行至初十日早、船人報云：「已望有山形在雲氣中」！予私喜。抵暮、云山已近、但不知為何山。向聞有五島山者、与長琦島僅差一日程、凡到此、便知去日本不遠。時天既昏晦、所雇舟師名火長者亦不識、惟竟夜下望東走。將五更、忽風大作、至曉、已不見山、巨浪從天而來。舟時或掀擲半空、或鑽入波底、舟人皆伏匿不起、惟見三舵工以繩索繫舵、努力夾舵而立。向午、風益猛、且密雲陰雨凝結、不辨早暮。有管船官阮金者、招予出艙一望、但見有兩紅魚橫黑浪中、若隱若現。傍黑白似魚形者、但在雲霧中、予時神氣昏索、目力迷眩、不能詳視。衆見其鱗鬣皆動、群拜祝不已。少選、風漸緩、天亦將暮、衆始慶曰：「此際風不息、我属皆無生矣。」蓋昏黑</p>	<p>①己丑冬、有僧湛微自日本來、為蕩鬚伯阮進述請兵不允之故。且言金帛不足以動之、誠得普陀山慈聖李太后所賜藏經為贄、則兵必發矣。 ②進与定西侯張名振上疏監国、以澄波將軍阮美為使、上親賜宴。 ③十一月朔、出普陀。十日、至五島山、与長琦相去一程。是夜大風、黑浪兼天、兩紅魚乘空上下、船不知所往。十二日、見山、舵工驚曰：「此高麗界也。」轉帆而南。又明日、乃進長琦。³¹⁾</p>

30) 馮京第、黄宗羲の1648年乞師説を主張する人もいる。1648年乞師説の誤謬に関しては別稿に譲りたい。閻瑞雪 (2014) 『黄宗羲日本乞師事考—兼論南明士大夫對中日關係的看法』『南昌大學學報 (人文社會科學版)』03: 115-119。祝求是 (2004) 「南明馮京第日本乞師一次考」『寧波廣播電視大學學報』1: 13-17。陳祖武 (1988) 「黄宗羲東渡日本史事考」『浙江學刊』01: 75-77。陳祖武 (1987) 「從避地賦看黄宗羲的避地日本」『中國史研究』1: 135-139。

31) 張遜白『浮海記』、15葉表-16葉裏。黄宗羲『黄宗羲全集』第2冊、166。

中、舟不能乘浪也。行至明晨、又復見山。喚火者問之、驚曰：「此非長崎也！計大風飄擊一昼夜、不知失塗幾千里、必高麗界也。」忽轉帆而南、然遠望皆有山、可彷彿。至暮、方識島門、始知所往。乃進長崎島。十三日、泊船。阮美船亦到、問其風浪之威。彼曰：「不甚惡」。乃知予船為藏經故也。

『浮海記』の後半と『日本乞師記』とも1649年の乞師事件を記しているため、以上は単に両書内容を一部引用した。その内容について、①には1649年日本乞師の契機となる僧湛微の来訪について述べられており、②には魯王監国政権の対応が、③には航程中の見聞がそれぞれ記されている。すなわち両者が1649年乞師に関する記録が同じ内容を記している。さらに両者の内容を細かく比較すると、まず、①の部分において、『浮海記』の記録が明らかに鮮明であり、湛微の言論も詳しく記されているに対し、『日本乞師記』が事件の概しか記されていない。次に②の部分において、『浮海記』が魯王の言論など事件の詳細を記しているほか、「予」という一人称の使用も見られており、作者本人と事件への関与が確認できるが、『日本乞師記』は依然として事件の概を記しているのみである。最後に③の部分において、『浮海記』には日本渡航に関する日程や方位などの情報以外、とくに一人称による自述が多く見られており、日本渡航に対する作者本人の葛藤、言い換えれば作者本人の内心感情が豊富に読み取れるが、『日本乞師記』にはただ日本渡航に関する基本的な情報しか記されていない。

このように、『浮海記』の後半と『日本乞師記』の一部分を例として細かく比較した結果、同じ事件に対して、『浮海記』では1649年乞師事件に関するより豊富な情報を提供し、とくに作者本人の関与が明確に確認できるが、『日本乞師記』の記事が明らかに短く、事件の大筋しか記されていない。『日本乞師記』に記されている1649年日本乞師の内容が『浮海記』の内容から大幅に節略した可能性が考えられよう。黄宗羲が『日本乞師記』の作者であることを示す根拠はなく、『日本乞師記』が作者による日本乞師の自述とは考えがたい。真に1649年乞師に関与した人物は『浮海記』の作者、張澹白であり、馮京第でも黄宗羲でもない。

実際、梁啓超（1923）、謝国楨（1981：449）、張如安（1991）は『浮海記』を参照していなかったが、1649年前後の黄宗羲の活動について考察し、当時の黄宗羲は清朝に指名手配され、母親を連れて避難中であり、乞師に参加する余裕がなかったことを指摘していた。また、全祖望の主張により、黄宗羲の日本乞師説が広く流布されたものの、『日本乞師記』以外の黄宗羲による著作を調べても、黄宗羲が日本乞師を行った根拠は見当たらない。同じく魯王監国政権に仕えた高宇泰や查繼佐の記録にも、周崔芝の1645年乞師や馮京第の1647年乞師は記されているが、黄宗羲の乞師にはまったく言及されていない³²⁾。つまり、『日本乞師記』と『浮海記』の内容から見ても、あるいは黄宗羲の当時の活動状況を見ても、彼が1649年乞師の関与者ではないことは明白であろう。黄宗羲が張澹白である可能性は考えられなくはないが、後述するように、張澹白はまったく別人であることがわかる。

では、『日本乞師記』は果たして黄宗羲の著作であろうか。温睿臨ははじめて『日本乞師記』を黄宗羲

32) 高宇泰（1970）『雪交亭正氣録』台北：台湾銀行經濟研究室。查繼佐（1986）『罪惟録』杭州：浙江古籍出版社。

の著作であるとし³³⁾、その説がまた全祖望によって普及されたが、現行の『黄宗羲全集』の編纂者、点校者である呉光（1988）もそれを肯定する態度を取っている³⁴⁾。謝国楨（1981：449）は前述の通り、黄宗羲の日本乞師を否定したが、『日本乞師記』の真偽については確証がないため、「闕疑」としていた。本稿においてもこれは完全に結論に至ることはできないが、一点だけ指摘しておきたい。すなわち、黄宗羲には『海外慟哭記』という魯王監国の記事が書き綴られている書物があり³⁵⁾、その中で安昌王・馮京第の乞師が1647年6月の事件であると記しているが、『日本乞師記』では馮京第の乞師を1648年としている³⁶⁾。馮京第乞師に関する記録の齟齬は明白である。

馮京第は黄宗羲の親友である。両者はかつて「留都防乱公揭³⁷⁾」事件に参加しており、馮京第の死後、黄宗羲は馮京第の墓志銘を書いて、弔詩も作った³⁸⁾。また黄宗羲は馮京第の伯父である馮元颺や馮元颺から大変世話になっており³⁹⁾、馮元颺や馮元颺の死後である1644年末、馮京第と黄宗羲はそれぞれ「皇明資徳大夫正治上卿太子少保進柱国光祿大夫太子太保兵部尚書鄴仙馮公行状」「巡撫天津右僉都御史留仙馮公神道碑銘」⁴⁰⁾と書いていた。このように、両者は緊密な関係性を持っており、そのため『海外慟哭記』と『日本乞師記』の不一致はきわめて不自然かつ失礼なことであり、その記録が異なることから見て、黄宗羲が作者である可能性は低い。ほかに黄宗羲の「御史中丞馮公墓志銘」においても、馮京第の日本乞師が1647年と記されている⁴¹⁾。ただし、『日本乞師記』が偽作である確証はないため、上記の不一致だけを指摘するのみにとどめたい。

33) 「記魯監国事者、黄宗羲……『日本乞師記』、馮京第『浮海記』、温睿臨『南疆逸史』「凡例」北京：中華書局、5。全祖望（2000）『全祖望集匯校集注』「鮭琦亭集」卷十一「梨洲先生神道碑文」上海：上海古籍出版社、218、222。

34) 呉光（1986）「黄宗羲『行朝录』考辨」『史学史研究』1：66-78。同「黄宗羲遺著考」『黄宗羲全集』、每冊最後の附録。『黄宗羲全集』はこれまで1985年初刊、2002年増訂、2012年浙江文叢として再刊、計三回刊行された。黄宗羲（2012）『黄宗羲全集』杭州：浙江古籍出版社。

35) 当書は黄宗羲の著作であることは間違いない（謝国楨 1981：583-585）。

36) 『海外慟哭記』196、200。

37) 前掲柴徳賡（1982）『史学叢考』「明季留都防乱諸人事迹考上」に参照。

38) 「御史中丞馮公墓志銘」「三月十四夜夢万履安及亡友陸文虎馮躋仲」「憶旧事」、『黄宗羲全集』第21冊、684-687、806、910。

39) 馮元颺（1596-1644）字爾賡、号留仙、崇禎時天津巡撫。馮元颺（1598-1644）字爾弢、号鄴仙、崇禎時兵部尚書。「思旧録」馮元颺、馮元颺条、『黄宗羲全集』第1冊、344-345。

40) 「皇明資徳大夫正治上卿太子少保進柱国光祿大夫太子太保兵部尚書鄴仙馮公行状」『馮侍郎遺書』24。「巡撫天津右僉都御史留仙馮公神道碑銘」『黄宗羲全集』第20冊、277-282。

41) 「呉帥之事敗、公鬱鬱無聊、乃乞師于日本。……公卒致其血書而還……未幾、黄帥入大峽、不克而去。」時間は明記されていないが、「呉帥之事」は1647年4月の清呉淞提督呉勝兆反乱事件であり、「黄帥入大峽」は1647年12月黄斌卿の寧波攻略である。つまり馮京第の日本乞師は1647年のことは明白である。中央研究院歴史語言研究所（1987）『明清史料己編』上冊「刑部殘題本」89-92。『内閣大庫档案』「為海賊突犯寧郡官兵奮剿大捷謹具疏塘報仰祈聖鑒事情」、台湾史料集成委員会（編）（2004）『明清台湾档案彙編』第1輯第2冊、135-136。

二、『浮海記』の作者－1649年の日本乞師と関連して

（1）1649年日本乞師の経緯

では、『浮海記』の作者は一体誰であろう。本節では、『浮海記』後半の日本乞師の記述を、漢文・和文・オランダ史料を駆使して比較しつつ、1649年の日本乞師の具体的な経緯を検討しながら、著者の身分を明らかにする。

まず、前にも言及したが、『浮海記』の記述を細かく分析すると、一人称を用いる論述がたまにみられる。例えば前半の周崔芝の伝記部分に

庚寅春、与弟閩安侯周瑞構鬻、余奉王命和解之。……辛卯、予再奉敕招芝。……芝有心計、能輕財。……但性稍偏急耳。

とある。また明宗室の部分に

遂平王、周藩也。……間行就余商出海、未果。安昌王、亦周藩。……丙戌三月、与余同出海。庚寅春、見時不可為、毅然剃髮。⁴²⁾

とある。「予」「余」という一人称は紛れもなく作者自身のことを指している。記事から読み取れるように、「予」は魯王監国の「敕」を奉じて奔走しており、周崔芝と何度も面会したことがある。そのため「予」は周のことをよく知っており、だから「但性稍偏急耳」という友人を評価するような口調で周について論じていた。また、「予」は明宗室の遂平王、安昌王とも面識があるようで、ともに行動していたことがわかる。何度も「王命」を伝達し、宗室と付き合いがあったことから著者が魯王の側近である可能性が高い。

さらに『浮海記』後半、己丑冬（1649年）日本乞師の記事にも、「予」についての記述がみられる。

己丑冬、有僧湛微回自日本。……進（蕩胡伯阮進）以倡議、欲請普陀鎮海寺憲穆李太后所頒大藏、遣大臣齎往、遂致乞師之意。……乃下其議、挾一干力大臣為正使、以其弟澄波將軍阮美副之。衆推大宗伯吳鐘巒往、吳公老、復挾之小卿中。簽議非予不可、加二品服、賜袍帶、王親賜宴遣之。⁴³⁾

1649年の冬、日本から帰国した僧人湛微の説得によって、蕩胡伯阮進が鎮海寺所蔵の大藏を用いて再び日本に乞師することを提言していた。魯王監国がそれに同意した後、阮進の弟阮美⁴⁴⁾が副使者に指名

42) 張遜白『浮海記』、6葉裏、12葉表。

43) 張遜白『浮海記』、15葉。

44) 阮美、蕩胡伯阮進の弟である。舟山陥落の後、鄭成功の水師前鎮となる。康熙2（1663）年末、清に投降した。中国科学院（輯編）（2008）『明清史料丁編』「抄録偽帥阮美手書」545-546。

されたようだが、正使はなかなか決められなかった。最初は礼部尚書呉鍾巒が推薦されたが、呉は高齢のため、改めて「小卿」の中から決めることになった。最終的に「予」が正使に選ばれ、日本へ出使することになった。ここで一つ重要な手掛かりが読み取れる。すなわち、「予」は「小卿」であるということだ。

通説によれば、明代の「九卿」には六部尚書、都御史、大理寺卿、通政使が含まれ、「小九卿」には太常寺卿、太僕寺卿、光祿寺卿、詹事、翰林学士、鴻臚寺卿、国子監祭酒、苑馬寺卿、尚宝司卿が含まれている。この「小卿」は「小九卿」であると考えられる。

『浮海記』（『奉使日本紀略』同）の記事によれば、

十一月初一日、出普陀。……行至初十日早……乃進長崎島。十三日、泊船。阮美船亦到。……予喚一通事上船、告以送經請兵之故。……議三、四日、不決。……遂於一十日開船。二十八日、復為大風飄至南田、収阮進營。進尚欲留經、予極力開諭、得復還普陀。⁴⁵⁾

とある。著者は11月1日（西暦12月4日）舟山の普陀から出航し、11月13日（西暦12月16日）長崎に停泊した。阮美の船も同日に到着した。そこで通事を通して、「三、四日」の交渉が行われたが、結局乞師の目的が達成されず、11月20日（西暦12月23日）に帰帆して11月28日（西暦12月31日）南田島に到着し、舟山普陀に帰還した。このように、漢文記録に明確な時間が記されている。

さて、1649年の日本乞師において、漢文記録と対照できる史料がいくつか存在する。まず、和文史料が残されているが、これまであまり参照されていなかった。『華夷変態』巻一に、「大明魯王ヨリ長崎奉行へ遣ス状ノ和訳」という文書が収録されている。

大明監国魯王長崎執政殿ニ告諭ス、大明ト日本ト海山ハルカニヘダツト云ヘドモ、往来ノヲトヅレタユルコトナシ、タウコハクケンシントイヘル臣トリツギニテ、金獅子尊者日本ヨリ来テ、佛ト経ト所望ノ由申ス間、観音像一體、一切経一部ヲ使者二人サシソヘテ日本ヘワタシ、佛法ヲヒロム、執政殿ヒロウセラレバ、両国ノ意ヘダテナク、法ノ雨ウルホヒ、慈悲ノ雲ナガクヲホフベシ、ツ、シメヤ。⁴⁶⁾

監国魯王四年十月 日

この文書は1915年に一度紹介されており、当時中村久四郎は『日本乞師記』を参照し、「タウコハクケンシン」が「蕩胡伯阮進」、「観音像一體、一切経一部」が「憲穆李太后所頒大蔵」、「使者」が「阮美」、「執政殿」が「長崎王」であることを解説した（中村 1915：26(5)：20⁴⁷⁾。ただし、その解説はまだ不十分である。「使者」が「二人」も派遣されたが、中村は単に「阮美」をあげており、阮美のほかのもう一

45) 張遜白『浮海記』、15葉裏-17葉裏。

46) 林春勝・林信篤（編）浦廉一（解説）（1958）『華夷変態』上冊、東京：東洋文庫、44。

47) 中村久四郎（1915）「明末の日本乞師及び乞資」『史学雑誌』26(5)：20。

人の使者については中村氏は言及していなかった。

なお、『浮海記』の記録に、「予」と交渉していた唐通事の姓が記されている。

其通事七人、有習閩習直浙、又有習知山東京者。一姓陳父子、皆富而修整。一姓高、一姓柯、又兩姓林、皆非貧窶人也。其相見、無礼文。最恭敬、一盤膝低首而已。⁴⁸⁾

ここで、作者は7人と交渉し、そのうち「姓陳父子」「高」「柯」「両林」六人の姓がみられていることから、残り1人の姓はおそらく脱落したのであろう。『長崎先民伝』『唐通事家系論攷』『訳司統譜』など⁴⁹⁾を参照して上記の姓を持つ唐通事について調べてみると、それらと思しき人物はいくつか存在する。例えば「陳性乾」、「陳道隆」、「高応科」、「林守堅」⁵⁰⁾などがあげられる。『訳司統譜』によれば、この時期の唐通事はちょうど大通事5人、小通事2人、合計7人の体制であった⁵¹⁾。『浮海記』に記されている7人がすべて唐通事であるかは不明だが、上記の『華夷変態』所収の文書も含めて、その記録の信憑性はきわめて高いであろう。

上記の和文史料以外に、オランダ商館による記録もある。当時長崎のオランダ商館の上級事務員アントニオ・ファン・ブルックホルスト一行は江戸参府の途中であったが、慶安2年12月21日（西暦1650年1月23日）に、通詞から以下の情報を把握した。

同日、通詞たちは長崎からの書面を受け取った。……シナ・ジャンク船二隻が我々の出発の後同地に到着し、一隻はいくらかの生糸と絹の反物類を積み、もう一隻は中国の書類を満載していた。⁵²⁾

ブルックホルスト一行が長崎を離れたのは（西暦）1649年11月25日であり、江戸に到着したのが（西暦）12月31日である⁵³⁾。すなわち（西暦）11月25日以降、二隻の唐船が長崎についた。そのうち、一隻の船は貨物を、もう一隻の船は書籍を満載していた。前に述べたように、『華夷変態』所収の文書によれば、「予」の船が「大蔵経」を積載していたとみられる。一方『浮海記』の記録によれば、「予」の来航が「魯王監国4年」の11月13日、すなわち西暦の12月16日であり、ちょうどブルックホルスト一行が長

48) 張遜白『浮海記』、17葉表。

49) 若木太一・高橋昌彦・川平敏文（編）（2016）『長崎先民伝注解：近世長崎の文苑と学芸』東京：勉誠出版、26。長崎県史編纂委員会（編）（1965）『長崎県史 史料編 第四』「訳司統譜」東京：吉川弘文館。ほかに宮田安（1979）『唐通事家系論攷』長崎：長崎文献社。

50) 陳性乾（颯川官兵衛）、1632年に唐（大）通事。陳道隆（颯川藤左衛門）、林守堅（林仁兵衛）、1640年小通事、後1641年に大通事。高応科（深見大誦）、劉三官（彭城太兵衛）、1641年小通事、1643年大通事。何三官、1635年に唐年行司など。

51) 前掲『長崎県史 史料編 第四』「訳司統譜」、592。長崎県教育委員会（編）（1989）『中国文化と長崎県』長崎：長崎県教育委員会、91-98。

52) 東京大学史料編纂所（編）（2015）『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十二』東京：東京大学史料編纂所、33。

53) 『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編十二』、12。

崎をを離れて江戸参府に行った後で、同行者の阮美も来日していたという。漢文記録とオランダ商館記録の両方を照らし合わせれば、オランダ商館の記事に出てくる「唐船二隻」が「予」と「阮美」の船であることがわかる。ただし、前述『浮海記』の内容からみれば、乞師の交渉は主に「予」が担当しており、阮美は乞師の交渉に関与していないようだ。おそらく文官である「予」と異なり、武将である阮美はただ「生糸と絹の反物類」を載せて、主に貿易のために「予」と同行して来日したと考えられる。なお、西暦に基づく、一連の事件の時系列は以下の通りである⁵⁴⁾。

1649年11月25日	ブルックホルスト一行が長崎を離れた。
1649年12月4日	「予」、舟山の普陀から出航した。
1649年12月16日	「予」と「阮美」の船が長崎に停泊した。
1649年12月23日	乞師の交渉が失敗し、帰国した。
1649年12月31日	ブルックホルスト一行、江戸に到着した。
1650年1月23日	ブルックホルスト、中国船入港の情報を把握した。

上述のように、『浮海記』の日本乞師の記事が和文史料とオランダ史料にも反映されている。そこで漢文記録に記されていないいくつかの情報を元にして、改めて漢文記録を検討し、1649年南明（魯王監国政権）による日本乞師事件の具体像がより明確に把握できた。すなわち1649年11月、書籍（観音像、一切経）を満載した船（乞師交渉を担当する「予」）と品物（生糸、絹）を載せた船（阮美の貿易船）二隻が長崎に到着したことが明らかになった。

（2）作者の身分について

では、「予」の身分は何であろうか。そしてもう一人の使者はいったい誰であろう。乞師に関する記述ではないが、かつて魯王政権に仕えた査継佐が書いた紀伝体史書『罪惟録』に

（監国四年）冬十一月、遣太常卿任甲、御史余凶南往日本通好。⁵⁵⁾

とある⁵⁶⁾。ここでは単に「日本通好」と記されて、乞師については明記されていないが、時期から考えて、1649年冬11月の「日本通好」が紛れもなく1649年日本乞師のことである。浙江海寧出身の査継佐は魯王監国政権に仕えたことがあり、乞師の件について知らないはずがない。それでも、このように曖昧な言葉を使ってあえて乞師の事実を明言しないのは、やはり清朝の言論統制に対する配慮と思われる。「日本通好」は「乞師」のことを指しており、ここの「太常卿任甲」と「御史余凶南」も使節団の一員で

54) ブルックホルスト一行は長崎出発から江戸到着まで、約36日かかった。「予」の入港日である12月16日から翌年の1月23日まで、約38日隔てた。両者の時間はほぼ同じであり、「ジャンク船二隻」が魯王監国の使節船であることが推測できよう。

55) 査継佐（1986）『罪惟録』附紀卷十九「魯王監国附紀」杭州：浙江古籍出版社、411。

56) 石原道博は以上二則の史料の存在を提示したが、さらなる論述はなかった。前掲『明末清初の日本乞師研究』、21-22。

あろう。「太常卿」「御史余図南」に関してはおそらく正確な情報であろうが、「任甲」という姓名は少し疑わしい。一般的には「甲」は匿名を示すことが多い。「任甲」すなわち「任某」という意味で使われていると考えられる。

ここで、もう少し1649年に関する漢文史料を調べてみると、魯王監国の歴史を紀年体で記した任光復⁵⁷⁾『航海遺聞』（別名『魯王紀事』⁵⁸⁾）に以下の記事がみられる。

（仲冬）太常卿任廷貴、御史兪図南往日本。⁵⁹⁾

ここでも同じく、乞師の実状を伏せて、「往日本」という曖昧な表現を取っていた。任光復の記述によれば、「任甲」はすなわち「任廷貴」である。二書とも阮美については言及していないが、おそらく前述分析したように、武将である阮美は使者として任命されたが、実際は貿易を行うために来航し、実際に乞師の交渉を担当していたのは文官である太常卿任廷貴および御史兪図南（余図南）⁶⁰⁾であろう。「任廷貴」が本名であるかは疑問だが、ひとまず前述の通り、『浮海記』の作者「予」は「小卿」であり、この「太常卿」がちょうど前述の「小九卿」に属する。つまり『浮海記』の記述にみられる「予（張家壁」「張遜白）」が「任廷貴」であることが確定できよう。「予（任廷貴）」は三品の「小卿」太常卿であるからこそ、日本出使の時に魯王から二品の官服を与えられたのであろう。もとより1649年末、舟山の一隅に辛うじて政権を維持できた魯王政権に追従する文武官僚はそれほど多くはない。記録によれば、当時魯王に追従していた「小卿」には「太常卿任廷貴」と「祭酒徐孚遠」が確認できる⁶¹⁾。明代の太常卿は祭祀礼楽のことを掌るほか、四夷館を管理する職務もあり、対外交渉に関与している⁶²⁾。そうすると、学校の長官である「祭酒徐孚遠」より、「（予）太常卿任廷貴」が使者に任命されるのはいちばん相応しいのであろう。また御史兪図南は「乙未」、1655（魯監国10）年に殺され、『浮海記』（1651年以降成立）・『難遊録』（1664年以降成立）の作者、すなわち「予」に当たる可能性はなかりう⁶³⁾。

57) 『航海遺聞』、汪光復撰す。謝国楨の考証によれば、「汪係任字之誤。」即ち『航海遺聞』の作者は任光復である。ただし、謝国楨が任光復と任顯眉を混同し、両者を同一と誤解していた。『航海遺聞』において、これらの二人は明らかに別々に扱われ、同一人物ではないことが示されている。前掲『増訂晚明史籍考』590。

58) 『魯王紀事』一卷、伝抄本。原題任光復東頑撰。……是書亦即『航海遺聞』也。」前掲『増訂晚明史籍考』591。

59) 任光復（1961）『航海遺聞』、台北：台湾銀行經濟研究室、63。

60) 2人の官職からみれば、太常卿である任廷貴が主要な執行者で、御史兪図南が補佐役であろう。

61) また、この時期に「太常少卿陳（陸）九徵」が確認できる。任光復『航海遺聞』63。査繼佐『罪惟録』410。査繼佐（1961）『魯春秋』、台北：台湾銀行經濟研究室、58-60。

62) 『大明会典』卷二「弘治七年、内閣題設太常寺卿、少卿、各一員提督。嘉靖二十五年以後、裁革卿、止存少卿、仍聽内閣稽考。」申時行等『大明会典』、続修四庫全編纂委員会（1995）『続修四庫全書』789冊、上海：上海古籍出版社、173。

63) 『航海遺聞』に「（壬辰春）此時惟兵部右侍郎張煌言、曹從龍、太常卿任廷貴、太僕卿沈光文、副使馬星、兪図南……数人而已」「（乙未）副使兪師範被執、不屈死」とある。まず、同書に「監軍職方郎中馬星」「監軍馬星」とあり、すなわちこの「副使」は「監軍副使」の意味である。また、錢海岳『南明史』によれば、「兪師範、字は図南、慈谿人」という簡単な紹介がある。任光復『航海遺聞』66、69。錢海岳『南明史』4076。

一方、根拠は示されていないが、謝国楨が『航海遺聞』の作者任光復については「光復字廷貴、会稽人、魯王時官太常卿」と説明していた（1981：590）。さらに『南明史』を編纂した錢海岳の記録によれば、「任廷貴『航澗遺聞』」と記されているテキストが存在したという⁶⁴⁾。『航澗遺聞』、すなわち『航海遺聞』（海は魯王朱以海の諱）である。そうすると、『航澗遺聞』の作者任光復は任廷貴という別名があり、両者は同一人物である。

実際、錢海岳の記録がなくても、董琅の『甬東正氣集』に一つ興味深い情報を提供している。

任光復、字東頑、魯王時官太常卿。舟山破、内附、例遷本籍、然亦不復仕矣。⁶⁵⁾

「甬東」は「鄞县」の古称であり、『甬東正氣集』は「嘉慶乙丑（1805年）春二月、鄞县董琅⁶⁶⁾」が輯録した明末清初「鄞县（今寧波）」の忠臣義士の文章を取録した文集である。すなわち董琅によれば、『航海遺聞』の作者、任光復は舟山陥落（1651年9月⁶⁷⁾）まで、かつて魯王の太常卿を担当した。前述のように、1649年12月日本乞師の時、任廷貴の官職がちょうど太常卿である。僅か2年の間に、舟山の一隅に存続していた魯王政権は、2人の任姓太常卿がいることは考えがたい。この点から見ても、任廷貴と任光復は同一人物であることが推論できる。

以上の述べたように、謝国楨、錢海岳の記録および魯王政権太常卿の任職期間から鑑みて、任光復と任廷貴は同一人物といえよう。すなわち任光復の字は廷貴であり、または東頑であるとも言われている。張家璧（張澹白）は彼の偽名である。『浮海記』と『航海遺聞』の作者が同一人物であるといえる。ただし、任廷貴という名前は、単に任光復が本名を隠すための偽名、もしくは改名されたことも考えられる。

実際、第二節の末尾で提示したように、『浮海記』は『浮澗記』という名の抄本があり、『航海遺聞』も『航澗遺聞』という名の版本が『荊駝逸史』や『筆記小説大觀』に収録されている⁶⁸⁾。明末清初の史料において、魯王政権の関係者が著述した史籍でも、魯王監国「朱以海」の諱を避けるケースはほとんど見当たらない。現行の『浮海記』では、「海」を避けていないが、『浮澗記』という版本が確実に存在していたのだから⁶⁹⁾、伝写の途中で、伝写者が「澗」を「海」に改めたと考えられる。『航海遺聞』と『航澗遺聞』の場合、タイトルが違っていても、内容に違いはない。ただし、「海」に関する語句において、例えば清活字印本『荊駝逸史』所収の『航澗遺聞』に「航海抵舟山」と書かれたところが、台湾文献叢刊所収の『航海遺聞』に「航澗抵舟山」と書かれており、また台湾文献叢刊『航海遺聞』の弁言によれば、

64) 錢海岳『南明史』卷十二「芸文志」、552。

65) 董琅（輯）（1930）『甬東正氣集』卷四、寧波：四明張氏約園刊本、15。

66) 『甬東正氣集』序。

67) 中国科学院（編輯）（2008）『明清史料丁編』「浙江福建總督陳錦殘揭貼」、北京：国家図書館出版社、119。

68) 陳湖逸士（輯）『荊駝逸史』第十九冊『航澗遺聞』、清活字印本。また、闕名（輯）（1978）『筆記小説大觀』四編第七冊『航澗遺聞』台北：新興書局、4551-4562。

69) 錢海岳『南明史』5522頁。「引用書目」に「『浮澗記』明馮京第抄本」とある。

所収の『航海遺聞』も同じく『荊駝逸史』から抄出されたものである⁷⁰⁾。『荊駝逸史』⁷¹⁾の諸版本については本稿の対象としないが、上記の「海」と「澗」の違いもおそらく伝写による不一致と考えられる。『浮海記』や『航海遺聞』のように、魯王監国「朱以海」の諱を避けるケース事例はほとんどないが、その代わりに両書の関係性が示唆されているといえよう。

本節を通じて、『浮海記』の作者が『航海遺聞』の作者「任光復」であることが明らかになった。『浮海記』『難遊録』『奉使日本紀略』『航海遺聞』四書の作者はすべて「任光復」であり、そして作者について考察しながら、これまで不明確であった1649年日本乞師の経緯をより具体的に把握できた。

三、任光復雑考

前述の通り、『浮海記』の作者は任光復であり、彼は同時に『航海遺聞』の作者でもある。ただし、任光復の生涯事蹟に関してはほとんど明記されていなかった。本節では、上記の任光復の作品やほかの漢文史料に基づいて、彼の生涯を解明したい。

まず、任光復の文章が『甬東正気集』に収録されていることから、彼の出身が浙江鄞県（今寧波鄞州区）であることが推測できよう。なお、光緒乙未（1895）年、王慈が張煌言の文集『張蒼水集』にみられる人物について考察する時⁷²⁾、「見鄞任光復『海上記』」という記録が残されている⁷³⁾。すなわち嘉慶年間の董琅や光緒年間の王慈が任光復の鄞県出身説を主張している。

ところが、魯王政権に仕えた査継佐の『罪惟録』志卷之三十二「外志」の「列臣諸臣詩歌逸」、「魯監国」条に、任光復の詩歌が記されており、彼に関する簡単な紹介もある。

任光復、初名応復、紹興人。扈舟山、歴省員、至太常卿。舟山敗、脱帰。諸義死、咸有詩紀事。⁷⁴⁾

査継佐の記録によれば、任光復は、元の名前が任応復であり、紹興人であるようだ。彼はかつて魯王監国に従い、舟山へ赴いており、太常卿にまで抜擢された。舟山が攻略された後、彼は脱走して、魯王監

70) 前掲『航海遺聞』、1。ただし、台湾文献叢刊が基づいた『荊駝逸史』の版本については言及されていない。

71) 「今世所伝『嘉定屠城』、『揚州十日』等記、皆見之於『荊駝逸史』。此書自『三朝野紀』至『平臺紀略』、凡五十種、四十八冊、編輯者称陳湖進士、蓋当日書禁例嚴、故深自隱匿其名姓。其序中詳述所由得之者、頗類怪誕。序云：「無夢園者、明宮詹陳文莊公之別墅也。……壬癸之交、予寓居於園之水閣、敞廬數椽、足蔽風雨、昼耕夜誦、人事都絕。庭陰有枯松一株、雖枝幹蜿蜒、而蕭然無復生意、命人剷而去之。不数尺、下有石板、叩之鏗然有聲、啟視之、得銅櫃一具、不敢輕褻、疑其中有異物藏焉。再拜稽首而開之、無他、乃殘書一束耳。字跡潦草、復多漫漶。讀書之暇、挑鐙細閱、俱係故国遺聞、約有数十種。不忍散棄、爰錄而存之、用昭勸懲、以備正史所未逮、可与『天寶遺事』並垂不朽。哀帙既成、命之曰『荊駝逸史』、藏之巾箱、以俟世之鴻博君子採摭、庶不負予之一片苦心爾。」徐珂（編）（1986）『清稗類鈔』第八冊「陳湖輯荊駝逸史」条、北京：中華書局、3750。

72) 「張忠烈公詩文題中人物考略小引……歲在光緒乙未孟冬全澗王慈題」、張煌言（1985）『張蒼水集』「附録」上海：上海古籍出版社、344。

73) 任光復の『海上記』は『浮海記』の別名であろうか。

74) 前掲『罪惟録』志卷之三十二「外志」「列臣諸臣詩歌逸」、「魯監国」条、1103。

国の士人に弔詩を多数作っていた。ここでは「任甲」ではなく、はっきり「任光復」と記されている。また任光復は紹興出身であり、鄞県出身ではない。前述した謝国楨の「会稽人」（つまり紹興府会稽県）説はここに由来しているかもしれない。なお、康熙五十二年重修の『江山縣志』に、任光復の詩が収録されている⁷⁵⁾。そこには「耶溪任光復、東頑」と記されている。「耶溪」とは、浙江紹興府会稽県東南の若耶山を流れる谷川である⁷⁶⁾。以上のように、明末清初の『罪惟録』および『江山縣志』の記録によれば、任光復は会稽県出身であり、嘉慶年間の董琅や光緒年間の王慈の記録はおそらく間違っていたのであろう。

任光復の若年時の経歴は不明だが、彼が魯王監国政権に仕えた後の経歴についてはいくつか窺える。彼は1646年6月、魯王とともに舟山に撤退したが（扈舟山）、隆武政権を奉じた舟山主将である黄斌卿の拒否により、入城することができず、普陀に移動した⁷⁷⁾。後に中書舎人（歴省員）を担当し、日本乞師の時にはすでに太常卿に任命されていたと思われる。彼は魯王の側近であるから、勅命を奉じて武将と連絡を取る役割を果たしたのであろう（奉敕招芝）。特に魯王監国の紀年体史籍『航海遺聞』に生々しい記事が多くみられており、著者が側近でない限り、そのような記録は難しいと考えられる。そして1651年、舟山が清軍に攻略され、1652年の時、任光復が魯王政権から離脱したと考えられる⁷⁸⁾。

『浮海記』の内容（1651年舟山陥落まで）から考えると、魯王政権から離脱した後、任光復は一時的に著述に専念していたと考えられる。それでも、時々関係者に尋ねることで、魯王の近況をうかがっていた⁷⁹⁾。彼は1657（永暦11）年ごろには、すでに数年間壺江島に滞在し、闘病生活を送っていた。この時期までは隠居していたと考えられる。ところが、翌年の春、父親の死を耳にした彼は改めて決心し、明遺民という立場を捨てて清朝に投降した。

丁酉、予病臥壺江經年、幾死者数矣。戊戌之春、聞先君變、因作数語奉辞諸友、有「白骨久牽游子恨、丹心暫緩故人思。」……遂拝焚旧命、薙髮歸誠於浙閩督院李、蒙許歸農。是秋設帳於陳大新署。大新者、諱士銘、旧督師何公標下総兵也。

決意を固めた任光復は、明遺民の友人たちに別れを告げ、かつて魯王政権から授けられた勅命を焼却し、剃髪して「浙閩督院李」率泰⁸⁰⁾に帰順した。任光復は一時、農業に従事していたが、数ヶ月後陳士銘の幕僚になっていた。陳士銘はかつて南明湖広総督何騰蛟麾下の総兵であり、1647年4月に清に投降し、

75) 「心航山。耶溪任光復、東頑。三十余年婦夢奢、間乘途次訪烟霞。山舸差擬張融屋、竹徑渾猜蔣詡家。逋客重題今日句、道人種舊時花。松風似愛寒潭月、洗淨浮雲未許遮。」王浩（修）宋俊（纂）『江山縣志』卷十「芸文」、康熙五十二年重修序刊本、55。

76) 『明史』「地理志」卷四十四「会稽東南有若耶山。」

77) 顧誠（2011）『南明史』北京：光明日報出版社、276。

78) 「（壬辰春）秋九月、太常卿任廷貴奉命北上、至北菱洋舟覆、以僧遯。」『航海遺聞』、66。

79) 「魯王栖金門七年余。訊後事及後來諸人、云至己亥秋、受永曆手敕、仍命監国。」『航海遺聞』、67。

80) 李率泰は、当年の7月までは浙閩総督に在職しており、その後福建総督に任命された「十三年、加太子太保、調浙閩総督。……十五年、招撫成功將唐邦傑、林紳、葉祿等、降者数万人。……是年、詔分浙閩総督為二……以率泰專督福建、駐福州。」趙爾巽（1977）『清史稿』卷二百七十三「李率泰伝」、北京：中華書局、10028-10029。

後に清の総兵になり、福建での在職中に亡くなった⁸¹⁾。そう考えると、任光復が幕僚を務める時間はそう長くなかった。陳士銘死後、彼は故郷に戻り、再び著述に専念したと考えられる⁸²⁾。

以上のように、魯王監国の側近として、武将との連絡から日本への乞師まで、任光復は魯王政権に長く仕えており、魯王政権から離脱しても、一時は明の遺民として生活していた。最後に、彼は清に投降し、正式な官職は受けていないとはいえ、清朝総兵の幕僚として務め、南明政権を背いたことは確かである。つまり、任光復は「変節者」であり、「忒臣」ともいえよう。それが原因で、彼は生涯を振り返って「知我罪我、姑聽後人」と嘆いたのであろう⁸³⁾。

むすびにかえて：明清交替と歴史書写

以上で考察したように、『浮海記』の作者は任光復であり、馮京第ではない。全祖望をはじめ、これまでの学者は『浮海記』の乞師記事を根拠にして、『浮海記』を馮京第の著作と考えてきたが、多方面の史料を照らし合わせることで、乞師の使者は任光復であることが明白である。

任光復は魯王監国の側近であるゆえ、周崔芝や明宗室などと付き合いがあり、魯王監国の政権の史実もよく知っていた。さらに監国政権の使者として日本に出使し、乞師の交渉を行った。魯王政権から離脱した彼は遺民として忠節を守ろうとしたが、結局のところ清朝に投降し、後に同じく南明から清に投降した総兵陳士銘の幕僚として務めていた。陳士銘が亡くなった後、任光復は里に帰り、著述に専念した。彼が「忒臣」であるためか、彼に関する記録はほとんど存在しない。魯王監国に仕えた人による史籍は一定程度現存しているが、前述の査繼佐の記録以外、任光復を言及する記録がほとんど見当たらない。

伝記（『浮海記』前半、『難遊録』）、記事（『浮海記』後半、『奉使日本紀略』）、紀年（『航海遺聞』）など、彼は豊富な文字記録を残した。上記史籍の著者が全部任光復であることが明らかにされた後に、再び任光復の歴史記録を見直すと、これは単に筆者の推測に過ぎないが、任光復の最終目的は魯王監国政権の紀伝体史書を完成させることではなかろうか、と考えた。すなわち、その紀伝体史書の上部が魯王監国の紀、中部が人物列伝、下部が日本伝（日本乞師）という三つの部分からなる紀伝体史書である。

いずれにしても、彼の著述には南明政権に関する記事が多く含まれており、清朝への批判的な記述は

81) 「永曆元年……夏四月……攸県陥、総兵陳士銘畔降於清。」錢海岳『南明史』卷三「昭宗一」、131。「永曆元年……可喜渡江犯燕子窩、陳士銘以衆畔。」錢海岳『南明史』卷五十三、2545。「陳士銘、字大新。為諸生時豪雋好談兵、精天文及山川阨塞。順治六年、以鄖陽守備勦流寇余党、身經百余戰、未嘗挫衄。賊平、擢軍功累遷總兵官、鎮守宝慶、督餉福建、卒於官。」『乾隆黃岡縣志』卷九、薛正興等（輯）（2013）『中国地方志集成 湖北府県志輯16』南京：江蘇古籍出版社、243。

82) 「王室板蕩、海水群飛、九死余生。文籍脫落、帰里屏息。憶見聞、筆之於書、以存涯略。知我罪我、姑聽後人、庶幾名山、或留悼史。」『甬東正氣集』15-16。

83) 錢海岳が編纂した『南明史』に任光復の伝記がみられるが、『南明史』の成立が1944年であり、本文ではその内容の直接的な引用を控えているが、現在失伝われた史料を多数利用したうえ、参照に値する。そこに記されているように、「光復、字廷貴、会稽人。……三年十一月、与俞師範使日本、升太常卿。……十三年、聞父卒、至浙東降清」とあり、本文の考察結果と合致している。『南明史』卷六十一-2832。

特に見られないが、やはり禁書政策や文化統制の影響で大範囲の流布は不可能だったのだろう。さらに故郷に戻って著述に専念した彼だが、「忒臣」であるため、明遺民の多い浙江では排斥される可能性も考えられる。彼に関する記録が少ないことはその証明であろう。ところが、「海」を「澗」にして避諱していたことから、魯王監国政権に対して、彼はかなり深い感情を抱いていたことがうかがえる。日本へ出使の際、彼は二品服を授けられ（加二品服）ており、また魯王監国から直々に餞別されていた（王親賜宴遣之）。その恩遇は確かであり、彼が特別に乞師の経緯を記録したのもそのためであろう。清朝の一代にわたり、彼の著述は辛うじて抄本や史料集の形で伝えられてきたが、著者の名前とその事蹟は次第にぼやけ、誤認されてきたことがある。このように、明清交替期には多数の歴史記録がなされていたが、その背後の紆余曲折がまだ明かされていないことが多い。本文は『浮海記』を中心として、その真の作者と作者の生涯を確認でき、一つの紆余曲折を明らかにしたといえよう。

参考文献

史料

- 查繼佐（1986）『罪惟録』杭州：浙江古籍出版社。
 陳湖逸士（輯）『荊駝逸史』清活字印本。
 董琅（輯）（1930）『甬東正氣集』寧波：四明張氏約園刊本。
 馮貞群（輯）（1934）『馮王兩侍郎墓録』寧波：四明張氏約園刊本。
 馮貞羣（編）（1934）『馮侍郎遺書』寧波：四明張氏約園刊本。
 黄宗羲（2012）『黄宗羲全集』杭州：浙江古籍出版社。
 闕名（輯）（1978）『筆記小説大觀』四編第七冊『航澗遺聞』台北：新興書局。
 錢澄之（1971）『所知録』台北：世界書局。
 錢海岳（2006）『南明史』北京：中華書局。
 全祖望（選輯）（2003）『続甬上耆旧詩』杭州：杭州出版社。
 全祖望（2000）『全祖望集彙校集注』上海：上海古籍出版社。
 任光復（1961）『航海遺聞』台北：台湾銀行經濟研究室。
 四庫未収書輯刊編纂委員會（編）（1998）『四庫未収書輯刊』四輯二十九冊董含『三岡識略』北京：北京出版社。
 孫尊庵（1985）『明遺民録』杭州：浙江古籍出版社。
 台湾史料集成委員會（編）（2004）『明清台湾档案彙編』第1輯、台北：遠流出版事業、行政院文化建設委員會。
 台湾中央研究院歷史語言研究所（1987）『明清史料己編』北京：中華書局。
 台湾銀行經濟研究室（編）（1972）『台湾關係文献集零』台北：台湾銀行經濟研究室。
 王浩（修）宋俊（纂）『江山縣志』、康熙五十二年重修序刊本。
 謝正光（編）（1990）『明遺民伝記資料索引』台北：新文豐出版公司。
 徐珂（編）（1986）『清稗類鈔』北京：中華書局。
 薛正興等（輯）（2013）『中国地方志集成 湖北府県志輯16』『乾隆黄冈県志』南京：江蘇古籍出版社。
 姚覲元（編）孫元殿起（輯）（1957）『清代禁燬書目（補遺）清代禁書知見録』上海：商務印書館。
 易新農・夏和順（編）（2015）『王礼培輯』北京：民主与建設出版社。
 于浩（編）（2009）『明清史料叢書統編』北京：国家図書館出版社。
 張廷玉（1974）『明史』北京：中華書局。
 張煌言（1985）『張蒼水集』上海：上海古籍出版社。
 趙爾巽等（1977）『清史稿』北京：中華書局。

中華書局（編）（2008）『清実録』北京：中華書局。

中国古籍総目編纂委員会（編）（2009）『中国古籍総目・史部』北京：中華書局・上海：上海古籍出版社。

中国古籍善本書目編輯委員会（編）（1993）『中国古籍善本書目・史部』上海：上海古籍出版社。

東京大学史料編纂所（編）（2015）『日本関係海外史料 オランダ商館長日記 訳文編之十二』東京：東京大学史料編纂所。

長崎県史編纂委員会（編）（1965）『長崎県史 史料編 第四』東京：吉川弘文館。

林春勝・林信篤（編）浦康一（解説）（1958）『華夷変態』東京：東洋文庫。

若木太一・高橋昌彦・川平敏文（編）（2016）『長崎先民伝注解：近世長崎の文苑と学芸』東京：勉誠出版。

論著

柴徳賡（1982）『史学叢考』北京：中華書局。

陳祖武（1988）「黄宗羲東渡日本史事考」『浙江学刊』01：75-77。

陳祖武（1987）「從避地賦看黄宗羲的避地日本」『中国史研究』1：135-139。

陳永明（2011）『清代前期的政治認同與歷史書寫』上海：上海古籍出版社。

顧誠（2011）『南明史』北京：光明日報出版社。

来新夏（2008）『清人筆記隨録』北京：中華書局。

梁啓超（1923）「黄梨洲朱舜水乞師日本辯」『東方雜誌』20(6)：62~64。

南炳文（2003）「黄斌卿遣使赴日乞師時間考」『文史』63：128-146。

南炳文（2002）「南明首次乞師日本將領之姓名考」『史学月刊』1：47-52。

呉光（1988）「黄梨洲乞師日本史実考」『浙江学刊』1：78-80。

呉光（1986）「黄宗羲『行朝録』考辨」『史学史研究』1：66-78。

呉航（2015）『清代南明史籍撰述研究』天津：天津人民出版社。

呉政緯（2015）「寓思明於志怪：董含『三岡識略』的歷史書写」『台湾師大歷史學報』53：83-138。

謝国楨（1981）『增訂晚明史籍考』上海：上海古籍出版社。

朱希祖（1961）『明季史料題跋』北京：中華書局。

石原道博（1945）『明末清初日本乞師の研究』東京：富山房。

尹敏志（2022）『清代禁書受容の研究』博士学位論文、京都大学文学研究科。

尹敏志（2022）『『七家集』と『八家集』—清代・江戸後期における明末史料叢書の成立と受容—』、『東洋学報』104(2)：31-58。

岡本さえ（1996）『清代禁書の研究』東京：東京大学出版会。

小野和子（1996）『明季党社考』京都：同朋舎。

中村久四郎（1915）「明末の日本乞師及び乞資」『史学雑誌』26(5)：1-25、同「明末の日本乞師及び乞資」26(6)：59-70。

長崎県教育委員会（編）（1989）『中国文化と長崎県』長崎：長崎県教育委員会。

宮田安（1979）『唐通事家系論攷』長崎：長崎文献社。

表野和江（2021）「寧波慈谿「天益山」の挙業書出版について：浙東文人と復社の交流」『慶応義塾中国文学会報』5：9-32。

Cheng Wei-Chung (2013) *War, Trade and Piracy in the China Seas 1622-1683* Brill Academic Pub.

Lynn A. Struve (1998) *The Ming-Qing Conflict: A Historiography and Source Guide* Assn for Asian Studies Inc.

Lynn A. Struve (1984) *The Southern Ming, 1644-1662* Yale Univ Pr.

